



全ト協発第7号（環・適）
令和5年4月4日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の 一部改正について」等について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が公布されたことに伴い、別添のとおり、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について」他、下記通達が国土交通省自動車局より発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

記

- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について
（令和5年3月31日付け、国自安第155号の2、国自貨第179号の2、国自整第279号の2）
- ・「遠隔点呼実施要領について」の廃止について
（令和5年3月31日付け、国自安第159号の2、国自旅第573号の2、国自貨第181号の2）
- ・業務後自動点呼機器認定要領について（令和5年3月31日付け、国自安第160号の2）

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第 155 号の 2
国自貨第 179 号の 2
国自整第 279 号の 2
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局 安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自安第 155 号の 2
国自貨第 179 号の 2
国自整第 279 号の 2
令和 5 年 3 月 31 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局 安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

別添

国自安第 155 号
国自貨第 179 号
国自整第 279 号
令和 5 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）

※本文のみ

改 正	現 行
制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> <u>国自安第 155 号</u> <u>国自貨第 179 号</u> <u>国自整第 279 号</u>	制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 国自安第 179 号 国自貨第 99 号 国自整第 279 号
<p>第 7 条 点呼等</p> <p>1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照）</p> <p>(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で<u>業務を</u>開始又は終了するため、<u>業務前点呼又は業務後点呼を当該運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）</u>が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。</p> <p>なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。</p> <p>また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。</p> <p>(2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により<u>運転者等</u>と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX 等一方的な連絡方法は、該当しない。</p> <p>また、電話その他の方法による点呼を<u>運行中</u>に行ってはならない。</p> <p><u>(3) 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める</u></p>	<p>第 7 条 点呼等</p> <p>1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照）</p> <p>(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で<u>乗務が</u>開始又は終了するため、<u>乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が</u>所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。</p> <p>なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。</p> <p>また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。</p> <p>(2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により<u>運転者</u>と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX 等一方的な連絡方法は、該当しない。</p> <p>また、電話その他の方法による点呼を<u>運転中</u>に行ってはならない。</p> <p><u>(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、</u></p>

方法」とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼の他、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法をいう。

(4) (3)に規定する「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させて

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。
- ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であつて、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

いないこと。

③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。

④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、点呼告示に規定する方法以外の方法により、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(4)なお書きの営業所において点呼告示に規定する方法以外の方法により、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより行うものとする。

① IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するIT点呼機器（IT点呼において使用する機器をいう。以下同じ。）を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者等の所属する営業所名及び運転者等のIT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者等は、IT点呼を受ける運転者等が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するIT点呼機器を使用しIT点呼を受けるものとする。

ウ （略）

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ （略）

エ 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ （略）

③ 運輸支局長等への報告関係

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより行うものとする。

① IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を受けるものとする。

ウ （略）

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ （略）

エ 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ （略）

③ 運輸支局長等への報告関係

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。また、(4)なお書きの事業者にあつては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(4)④の要件を確認し、別紙3の報告書の4.の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。

イ・ウ （略）

(6) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者等が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等によりIT点呼機器による点呼（以下「遠隔地IT点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所（以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するIT点呼機器を使用し遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者等の所属する営業所名及び運転者等の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者等は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者等が所属する営業所（以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。）で管理するIT点呼機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、業務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられたIT点呼機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ 点呼は運転者等の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。また、(3)なお書きの事業者にあつては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(3)④の要件を確認し、別紙3の報告書の4.の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。

イ・ウ （略）

(6) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼（以下「遠隔地IT点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所（以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用し遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、乗務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。）で管理する(4)の機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた(4)の機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ 点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16

時間以内とする。ただし、IT点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるIT点呼の実施とあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ (略)

エ 上記事項その他遠隔地IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ (略)

③ (略)

(7) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者等が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア (略)

イ 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者等が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他営業所点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ (略)

時間以内とする。ただし、IT点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるIT点呼の実施とあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ (略)

エ 上記事項その他遠隔地IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ (略)

③ (略)

(7) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア (略)

イ 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ (略)

(8) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア （略）

イ グループ企業以外の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者等が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ （略）

② （略）

(9) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 遠隔点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙7の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、遠隔点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙8の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実

(8) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア （略）

イ グループ企業以外の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ （略）

③ （略）

(新設)

施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙9の届出書を提出するよう指導すること。

(10) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和5年3月31日付 国自安第160号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

(11) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙10の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙11の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙12の届出書を提出するよう指導すること。

(12) ・ (13) (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

(1) 業務前点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

(新設)

(新設)

(9) ・ (10) (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

(1) 乗務前点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

⑥ 運転者の酒気帯びの有無

⑦～⑩ (略)

(2) 中間点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事している運行の業務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

⑥ 運転者の酒気帯びの有無

⑦～⑨ (略)

(3) 業務後点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事した運行の業務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑥ (略)

⑦ 交替運転者等に対する通告

⑧ 運転者の酒気帯びの有無

⑨ (略)

附 則 (令和 3 年 1 月 26 日付け国自安第 179 号、国自貨第 99 号、国自整第 279 号)

改正後の通達は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日付け国自安第 155 号、国自貨第 179 号、国自整第 279 号)

(施行期日)

1 改正後の通達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この通達の施行の際現に遠隔点呼実施要領 (令和 3 年 12 月 27 日付国自安第 137 号 国自旅第 393 号 国自貨第 91 号) VI 又は乗務後自動点

⑥ 酒気帯びの有無

⑦～⑩ (略)

(2) 中間点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

⑥ 酒気帯びの有無

⑦～⑨ (略)

(3) 乗務後点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑥ (略)

⑦ 交替運転者に対する通告

⑧ 酒気帯びの有無

⑨ (略)

附 則 (令和 3 年 1 月 26 日付け国自安第 179 号、国自貨第 99 号、国自整第 279 号)

改正後の通達は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。

(新設)

呼実施要領（令和4年12月20日付 国自安第116号）第3章Ⅳの規定により運輸支局長等に対してされている遠隔点呼又は乗務後自動点呼の実施等に係る申請又は届出は、この通達の施行後は、この通達による改正後の相当規定に基づいて、運輸支局長等に対してされた届出とみなす。

3 この通達の施行の際現に、自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた実証実験実施要領 IT 点呼（遠隔点呼）編（令和3年3月国土交通省自動車局安全政策課）の規定に基づき、遠隔点呼を実施している事業者については、この通達による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

遠隔点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
(連絡先) 担当者氏名
(連絡先) 電話番号
(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

- 遠隔点呼を行う貨物自動車運送事業の種類（該当するものに○をつけること）
一般貨物・特定貨物
- 遠隔点呼の種類（例：営業所 - 車庫間、営業所 - 完全子会社等の営業所間等）
- 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）

- 遠隔点呼開始予定日 令和 年 月 日

- 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入すること）
 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。
- 添付書類
 - 点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
 - 完全子会社等であることを示す書類（完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ）

遠隔点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
(連絡先) 担当者氏名
(連絡先) 電話番号
(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 遠隔点呼を変更する貨物自動車運送事業の種類（該当するものに○をつけること）
一般貨物・特定貨物

2. 遠隔点呼を変更する理由

3. 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）

4. 変更予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（√）を記入すること）

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類

- ・追加、変更される点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- ・完全子会社等であることを示す書類（完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ）

遠隔点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 担当者氏名 _____
(連絡先) 電話番号 _____
(連絡先) メールアドレス _____

遠隔点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

記

1. 遠隔点呼を終了する理由

2. 終了する営業所・車庫の名称、所在地

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行っている場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地

3. 終了予定日 令和 年 月 日

業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を行う旅客自動車運送事業の種類 (該当するものに○をつけること)
一般貨物・特定貨物

2. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通大臣の認定を受けている場合は認定番号についても記載。

3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

5. 添付書類

- ・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- ・自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・監視カメラの設置場所が分かる書類

業務後自動点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 担当者氏名 _____
 (連絡先) 電話番号 _____
 (連絡先) メールアドレス _____

業務後自動点呼を下記のとおり変更しようとするので関係書類を添えて届出します。

記

- 業務後自動点呼を変更する旅客自動車運送事業の種類（該当するものに○をつけること）
一般貨物・特定貨物
- 業務後自動点呼を変更する理由
- 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通大臣の認定を受けている場合は認定番号についても記載。

4. 変更予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入すること）

- 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類（変更があるものについて添付すること）

- ・変更後の体制がわかる書類
- ・自動点呼機器の変更後の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・変更後の監視カメラの設置場所がわかる書類

業務後自動点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 担当者氏名 _____
(連絡先) 電話番号 _____
(連絡先) メールアドレス _____

業務後自動点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

記

1. 業務後自動点呼を終了する理由
2. 終了する営業所・車庫の名称、位置

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置

3. 終了予定日 令和 年 月 日

国自安第 159 号の 2
国自旅第 573 号の 2
国自貨第 181 号の 2
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局 安全政策課長
旅客課長
貨物課長
(公 印 省 略)

「遠隔点呼実施要領について」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自安第 159 号の 2
国自旅第 573 号の 2
国自貨第 181 号の 2
令和 5 年 3 月 31 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局 安全政策課長
旅客課長
貨物課長
(公 印 省 略)

「遠隔点呼実施要領について」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

別添

国自安第 159 号
国自旅第 573 号
国自貨第 181 号
令和 5 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 安全政策課長
旅客課長
貨物課長
(公 印 省 略)

「遠隔点呼実施要領について」の廃止について

「遠隔点呼実施要領について（令和 3 年 12 月 27 日付 国自安第 137 号 国自安第 393 号 国自貨第 91 号）」は、令和 5 年 3 月 31 日付で公布された、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号）にその趣旨が引き継がれることを踏まえ、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

国自安第 160 号の 2
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

業務後自動点呼機器認定要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自安第 160 号の 2
令和 5 年 3 月 31 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

業務後自動点呼機器認定要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自安第 160 号
令和 5 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

業務後自動点呼機器認定要領について

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号）第 2 条第 2 号に規定する業務後自動点呼を実施する場合において用いる自動点呼機器について、当該機器が法令等の国土交通省が定める基準に適合することを認定するために必要な要件、申請及び認定事務に関する事項を定めたので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達の制定に伴い、「業務後自動点呼実施要領について（令和 4 年 12 月 20 日付 国自安第 116 号）」は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

業務後自動点呼機器認定要領

I 目的

この認定要領は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）第 2 条第 2 号に規定する業務後自動点呼を実施する場合において用いる自動点呼機器について、当該機器が法令等の国土交通省が定める基準に適合することを認定するために必要な要件、申請及び認定事務に関する事項を定めるものである。

II 自動点呼機器の要件等

1. 自動点呼機器の要件

以下に掲げる要件に適合すること。

(1) 機能等

点呼告示第 9 条の要件に適合すること。

(2) 体制等

(ア) 事業者用の自動点呼機器取扱説明書等

当該自動点呼機器を正しく使用するために必要な、機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。

(イ) 修理体制

自動点呼機器の不具合等に対する修理体制を整えていること。

(ウ) 不具合情報等の収集

自動点呼機器の不具合に関する情報を事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。

(エ) 品質管理体制

自動点呼機器（提供されるソフトウェアを含む）が均一性を有して製作されるよう適切な品質管理が行われていること。

2. その他の要件

認定に際しては、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

III 申請

1. 申請者の要件

本認定要領の対象となる申請者は、自動点呼機器の製作者又は自動点呼機器の製作者との契約に基づき当該機器の販売を行う者であって製作者から当該機器の審査に必要な情報の提供を受けることができる者（以下「製作者等」という。）とする。

2. 申請方法

申請者は、申請に必要な書類を、電子メールにより、4. の申請先へ提出する。

3. 申請書類

- (1) 自動点呼機器認定申請書（様式1）
- (2) 自動点呼機器の概要（様式2）
- (3) 各要件に係る自己チェック表（様式3）
- (4) 各要件に係る根拠資料（自己チェック表の根拠資料欄に記載してある番号を記載すること。また、根拠となる部分をマーカーで強調する等該当部分を明確にすること。）

4. 申請先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省自動車局安全政策課
電話：03-5253-8566（直通）
メール：hqt-jidoshaannsei@gxb.mlit.go.jp

5. 申請に当たっての注意事項

- (1) 提出された申請書類は、国土交通省が認めた場合を除き、変更することはできない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者による申請又は虚偽の記載をした申請は、無効とする。
- (3) 国土交通省は、申請者に対し必要に応じ、追加資料の提出、自動点呼機器の現品及び自動点呼機器の営業所等への設置状況の提示又はデモンストレーションの実施等を求める。
- (4) 申請に係る費用（(3)に係る費用を含む。）は、申請者の負担とする。

IV 自動点呼機器の認定

1. 審査・認定

国土交通省は、申請者から提出された申請書類を基に、申請された自動点呼機器が本認定要領Ⅱに定める要件に適合しているか審査し、認定する。

2. 認定結果の通知

認定結果は、「認定審査結果通知書」（様式4）により申請者へ通知する。

3. 認定結果に係るウェブサイトへの掲載

認定を受けた自動点呼機器については、以下の項目を国土交通省のウェブサイトに掲載する。

- (1) 当該自動点呼機器の名称（製品番号）
- (2) 当該自動点呼機器の概要
- (3) 当該自動点呼機器の製作者等の名称及び電話番号
- (4) 当該自動点呼機器の概要が掲載された製作者等のウェブサイトの URL
- (5) その他特記事項

4. 認定の有効期間

認定の日から 2 年間

5. 認定を受けた自動点呼機器の製作者等の実施すべき事項

- (1) 認定を受けた自動点呼機器（以下「認定機器」という。）の製作者等（以下「認定製作者等」という。）は、4. に定める有効期間の間、提出した申請書類及び追加資料に記載された自動点呼機器の機能及び体制等を維持しなければならない。
- (2) 認定製作者等は、認定にあたり条件が付された場合は、それを遵守しなければならない。
- (3) 認定製作者等は、国土交通省から、認定機器に関連する資料の提出や説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6. その他の手続き

(1) 仕様変更の申請

認定製作者等は、認定機器の仕様を変更しようとするときは、あらかじめ「仕様変更申請書」（様式5）を国土交通省に提出し、承認を受けなければならない。当該申請について、国土交通省は、認定製作者等に対し、仕様を変更する自動点呼機器に係る説明、当該自動点呼機器の現品の提示又はデモンストラーションの実施を求める場合がある。

仕様変更の審査結果は、「仕様変更に対する通知書」（様式6）により申請者へ通知する。

(2) 認定廃止の届出

認定製作者等は、認定機器の製作又は販売を終了しようとするときは、遅滞なく「認定廃止届出書」（様式7）を国土交通省に提出しなければならない。

国土交通省は、「認定廃止届出書」を受理後、速やかに、当該自動点呼機器が認定廃止となった旨を国土交通省ウェブサイトに掲載する。

(3) 改善措置の実施

認定製作者等は、虚偽の申請により自動点呼機器の認定を受けた又は認定

機器が本実施要領Ⅱに定める要件に適合しなくなったとして国土交通省が認める場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

(4) 認定の取消し

国土交通省は、製作者等が前項の改善措置を講じない場合又は講じた改善措置内容が適切でない場合、当該自動点呼機器の認定を取消し、国土交通省ウェブサイトに掲載する。

認定の取消しを受けた製作者等からの自動点呼機器認定の申請は、取消しを受けた日から一定期間、受理しない場合がある。

附則

1. この認定要領は、令和5年4月1日から実施する。
2. この認定要領の施行前に「乗務後自動点呼実施要領について」（令和4年12月20日付け国自安第116号。以下「旧実施要領」という。）の規定により認定を受けた自動点呼機器は、その有効期間内において、旧実施要領の規定により国土交通省の認定を受けた機器として取り扱う。
3. この認定要領の施行前に、旧実施要領の規定により行われた申請の審査及び認定等については、この認定要領の施行後においても、なお従前の例による。

- (様式1) 自動点呼機器認定申請書
- (様式2) 自動点呼機器の概要
- (様式3) 各要件に係る自己チェック表
- (様式4) 認定審査結果通知書
- (様式5) 仕様変更申請書
- (様式6) 仕様変更に対する通知書
- (様式7) 認定廃止届出書

国土交通省自動車局

安全政策課長 殿

申請者 住所

氏名又は名称

自動点呼機器認定申請書

業務後自動点呼の機器認定を受けたく、「業務後自動点呼機器認定要領」の記載事項に同意の上、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請者について

申請者の 氏名又は名称	(フリガナ)
住 所	〒
連絡先	担当者名
	所属・役職
	電話番号
	メールアドレス

注 会社概要パンフレットを添付すること。

2. 申請機器について

申請機器の名称 (製品番号)	
添付書類 (○をつける)	() 1. 自動点呼機器認定申請書 (様式1) ※本紙
	() 2. 自動点呼機器の概要 (様式2)
	() 3. 各要件に係る自己チェック表 (様式3)
	() 4. 各要件に係る根拠資料 (様式自由)
	() 5. その他 (必要時のみ)

(様式2)

2. 導入費用	
(1) 機器本体の価格	
(2) 付属品の価格	
3. 運用にかかる費用の見込み	
(例：システム利用料等)	

注 1. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること

(様式3)

各要件に係る自己チェック表

■要件(自動点呼機器)

【機能等】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
一	項目十一に掲げる業務後自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。			資料番号①
二	運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)が、運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」)ごとの業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。			資料番号②
三	業務後自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等(個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。)を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務後自動点呼を開始する機能を有すること。			資料番号③
四	運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前項目の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本項目の生体認証符号等による識別は、省略することができる。			資料番号④
五	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。			資料番号⑤
六	運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。			資料番号⑥
七	運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が口頭で報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。			資料番号⑦
八	運行管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。			資料番号⑧

九	項目十一に掲げる業務後自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。			資料番号⑨
十	運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。			資料番号⑩
十一	業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。 イ 業務後自動点呼に責任を負う運行管理者の氏名 ロ 業務後自動点呼を受けた運転者等の氏名 ハ 業務後自動点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は当該事業用自動車を識別できる記号、番号等 ニ 業務後自動点呼の実施日時 ホ 点呼の方法 ヘ 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無 ト 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画 チ 運転者等が業務後自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画 リ 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況 ヌ 交替する運転者等に対する通告 ル その他必要な事項			資料番号⑪
十二	自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。			資料番号⑫
十三	電磁的方法により記録された項目十一に掲げる事項及び項目十二の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された前項目に掲げる事項及び前項目の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。			資料番号⑬
十四	電磁的方法により記録された項目十一に掲げる事項及び項目十二の記録について、自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。			資料番号⑭

【体制等】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
(ア)事業者用の自動点呼機器取扱説明書等	当該自動点呼機器を正しく使用するために必要な、機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。			資料番号⑯ ※取扱説明書を添付すること ※事業者への説明内容・方法が分かる資料を添付すること
(イ)修理体制	自動点呼機器の不具合等に対する修理体制を整えていること。			資料番号⑰
(ウ)不具合情報等の収集	自動点呼機器の不具合に関する情報を事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。			資料番号⑱
(エ)品質管理体制	自動点呼機器(提供されるソフトウェアを含む)が均一性を有して製作されるよう適切な品質管理が行われていること。			資料番号⑲

(様式4)

令和 年 月 日

殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

認定審査結果通知書

貴殿から令和 年 月 日付で申請のあった自動点呼機器について、審査した結果、下記のとおりとしたので通知します。

記

1. 名称（製品番号）：
2. 審査結果：適 / 否
3. 認定番号：
4. 審査結果を否とした理由：
5. 特記事項：

(様式5)

令和 年 月 日

仕様変更申請書

国土交通省自動車局

安全政策課長 殿

住所
氏名又は名称

認定された自動点呼機器の仕様変更について、下記のとおり申請します。

記

名称 (製品番号・ 認定番号)		
仕様変更の 内容及び理由		
仕様変更の時期		
要件への影響 の有無		
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式6)

令和 年 月 日

殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

仕様変更に対する通知書

貴殿から令和 年 月 日付で申請のあった仕様変更について、下記のとおり通知します。

記

1. 名称（製品番号）：
2. 認定番号：
3. 結果：適 / 否
4. 結果を否とした理由：
5. 特記事項：

(様式7)

令和 年 月 日

認定廃止届出書

国土交通省自動車局

安全政策課長 殿

住所
氏名又は名称

認定された自動点呼機器の認定廃止について、下記のとおり届出します。

記

名称 (製品番号・ 認定番号)	
廃止時期	
廃止理由	
連絡先	担当者名
	所属・役職
	電話番号
	メールアドレス

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。